

平成 2 7 年舟形町議会
第 2 回臨時会会議録

舟形町議会

平成27年舟形町議会第2回臨時会会議録

招集年月日 平成27年4月28日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 5月1日 午後1時30分

応招議員(10名)

1番 伊藤 欽一 6番 斎藤 好彦

2番 小国 浩文 7番 佐藤 広幸

3番 石山 和春 8番 叶内 富夫

4番 佐藤 勇 9番 加藤 憲彦

5番 奥山 謙三 10番 八 欽 太

不応招議員(なし)

平成27年5月1日（金曜日）

第2回舟形町議会臨時会会議録

（第1日目）

平成27年舟形町議会第2回臨時会

平成27年5月1日（金）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	総務課財政管財班長 小野 芳喜
総務課長 中山 進	監査事務局長 高橋 明彦
まちづくり課長 沼澤 繁夫	教育委員長 太田 二三男
税務福祉課長 矢作 めぐみ	教 育 長 齊藤 涉
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 沼沢 弘明	教 育 次 長 叶内 範夫
地域整備課長 伊藤 幸一	選挙管理委員会書記長 中山 進
会計管理者 結城 恵美	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 明彦	主 任 石川 忍
--------------	----------

議事日程

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加日程第1 会議録署名議員の指名

追加日程第2 会期の決定

追加日程第3 諸般の報告

追加日程第4 議員派遣の報告

追加日程第5 副議長の選挙

追加日程第6 議席の指定

追加日程第7 各常任委員会委員の選任

追加日程第8 議会運営委員会委員の選任

追加日程第9 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

追加日程第10 町長挨拶

追加日程第11 承認第1号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処
分の承認

追加日程第12 報告第1号 平成26年度舟形町一般会計予算繰越明許計算書の報告

追加日程第13 議案第38号 舟形町監査委員の選任

追加日程第1 各常任委員会の閉会中の所管事務調査

追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査

追加日程第3 議員の派遣

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時36分 開会

臨時議長 ただいまより平成27年第2回舟形町臨時議会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

臨時議長 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席の指定は、ただいま着席の議席とします。

日程第2 議長の選挙

臨時議長 日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番伊藤欽一君、2番小国浩文君を指名します。

投票用紙を配付させます。念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。

ただいまより投票を行います。事務局長の点呼に応じ順次投票をお願いします。点呼を命じます。1番伊藤欽一議員から各番号順をお願いします。

事務局長 1番伊藤欽一議員、2番小国浩文議員、3番石山和春議員、4番佐藤 勇議員、5番奥山謙三議員、6番斎藤好彦議員、7番佐藤広幸議員、8番加藤憲彦議員、9番叶内富夫議員、10番八鍬 太議員。

臨時議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。伊藤欽一君、小国浩文君、立ち会いをお願いします。

選挙の結果を公表します。

投票総数10票。うち有効投票10票。有効投票中、八鍬 太君10票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。よって、有効投票の最多を得た八鍬 太君が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

ただいま議長に当選された八鍬 太君が議長におられます。本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

これで臨時議長の職務は終わりました。議長と交代します。ご協力ありがとうございました。
議長、議長席にお着きください。

議長 ただいま舟形町議会議長に選出されました八 太でございます。議員全員の皆様のご信任をいただきましたことにつきまして、まずもって御礼を申し上げます。まことに光栄に存じますとともに、身の引き締まる思いでございます。

舟形町も含めまして今、地方の自治体は大変に運営に難儀をしております。当町にとりましても農業をはじめとする産業の振興、そしてまた子育て支援、介護福祉といった少子高齢対策、そして定住人口の確保と課題は山積みではありますが、地方自治の本旨であります住民の福祉の向上のために議会の持てる機能、そしてまた議員の皆さんの存在感を十分に発揮できますように精いっぱい努めてまいります。議員の皆さんのご協力よろしくお願い申し上げます。（拍手）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午後 1 時 5 0 分 休憩

午後 1 時 5 0 分 再開

議長 再開いたします。

それではここで、日程の追加についてお諮りします。お手元に配付しました議事案件を本日の日程に追加したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。したがって、本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第 1 会議録署名議員の指名

議長 追加日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、1 番伊藤欽一君及び5 番奥山謙三君の両名を指名します。

追加日程第 2 会期の決定

議長 追加日程第 2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。この臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

追加日程第3 諸般の報告

議長 追加日程第3 諸般の報告について、議案書に記載してあるとおりです。

追加日程第4 議員派遣の報告

議長 追加日程第4 議員の派遣の報告については、議案書に記載してあるとおりです。

追加日程第5 副議長の選挙

議長 追加日程第5 副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員数は10名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番石山和春君、4番佐藤 勇君を指名します。

次に、投票用紙を配付させます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。点呼を命じます。

事務局長 1番伊藤欽一議員、2番小国浩文議員、3番石山和春議員、4番佐藤 勇議員、5番奥山謙三議員、6番斎藤好彦議員、7番佐藤広幸議員、8番加藤憲彦議員、9番叶内富夫議員、10番八 太議員。

議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。開票立会人石山和春君、佐藤 勇君の立ち会いをお願いします。演壇までお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数10票。うち有効投票10票。無効投票0票です。有効投票中、加藤憲彦君10票。以上のとおり、この選挙の法定得票数は3票です。よって、有効投票数の最多数の加藤憲彦君が副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

加藤憲彦君が議場におられます。本席から舟形町議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

加藤憲彦君、副議長当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

副議長 ただいま皆さんからご承認いただきましてご推薦いただきました副議長加藤憲彦でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

2年間副議長という立場で、我々議会の基本条例をつくりました皆さんのお力を得ながら議長補佐をし、舟形町の繁栄、そして議会の活性化をお約束し、副議長のご挨拶としたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

追加日程第6 議席の指定

議長 追加日程第6 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により議長が指名します。各議員の指名と議席の番号を事務局に朗読させます。

事務局長 それでは朗読します。1番伊藤欽一議員、2番小国浩文議員、3番石山和春議員、4番佐藤 勇議員、5番奥山謙三議員、6番斎藤好彦議員、7番佐藤広幸議員、8番叶内富夫議員、9番加藤憲彦議員、10番八 太議員。以上でございます。

議長 ただいま朗読したとおり議席を指定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後2時04分 休憩

午後2時16分 再開

議長 再開いたします。

追加日程第7 常任委員会委員の選任

議長 追加日程第7 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、舟形町議会委員会条例第7条第4項の規定により議長が指名したいと思います。

初めに、総務振興常任委員会委員には石山和春君、小国浩文君、斎藤好彦君、佐藤広幸君、叶内富夫君、加藤憲彦君、八 太君を指名します。

総務振興常任委員会委員を指名しましたが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました諸君を総務振興常任委員会委員に選任することと決定いたしました。

総務振興常任委員会の正副委員長の互選のため、総務振興常任委員会を招集します。

暫時休憩をします。

午後2時18分 休憩

午後2時22分 再開

議長 会議を再開します。

総務振興常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告願います。叶内富夫君。

8番 総務振興常任委員会で慎重に審議した結果、委員長に佐藤広幸君、副委員長に斎藤好彦君と決定しました。ご報告します。

議長 総務振興常任委員会の結果を報告します。委員長に佐藤広幸君、副委員長に斎藤好彦君に決定いたしました。

次に、文教民生常任委員会委員を指名します。文教民生常任委員会委員は、伊藤欽一君、佐藤 勇君、奥山謙三君、佐藤広幸君、叶内富夫君、加藤憲彦君、八鍬 太君。以上の7名を文教民生常任委員に指名します。

文教民生常任委員会委員を指名しましたが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を文教民生常任委員会委員に選任することと決定いたしました。

文教民生常任委員会の正副委員長互選のため、文教民生常任委員会を招集します。

暫時休憩をします。

午後2時24分 休憩

午後2時27分 再開

議長 会議を再開します。

文教民生常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告願います。佐藤広幸君。

7番 文教民生常任委員会で慎重に審議した結果、委員長に奥山謙三君、副委員長に佐藤 勇君と決定いたしました。

議長 ただいま報告のとおり、文教民生常任委員会委員長に奥山謙三君、副委員長に佐藤 勇君と決定いたしました。

引き続き、議会広報常任委員会委員を指名します。議会広報常任委員会委員は、石山和春君、小国浩文君、伊藤欽一君、佐藤 勇君、奥山謙三君、斎藤好彦君。以上の6名を議会広報常任委員に指名します。

議会広報常任委員会委員を指名しましたが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました諸君を議会広報常任委員会委員に選任することと決定いたしました。

議会広報常任委員会の正副委員長互選のため、議会広報常任委員会を招集します。
暫時休憩します。

午後2時29分 休憩

午後2時34分 再開

議長 会議を再開します。

議会広報常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告願います。奥山謙三君。

5番 それでは、議会広報常任委員会の正副委員長についてご報告を申し上げます。委員長には齋藤好彦議員、副委員長には奥山謙三議員ということで決まりました。以上です。

議長 ただいま報告のとおり、議会広報常任委員会の正副委員長には、委員長に齋藤好彦君、副委員長に奥山謙三君と決定いたしました。

各常任委員会委員の選任並びに正副委員長の互選の結果の報告を終わります。

追加日程第8 議会運営委員会委員の選任

議長 追加日程第8 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、舟形町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名したいと思えます。

議会運営委員会委員には、奥山謙三君、齋藤好彦君、佐藤広幸君、叶内富夫君の4名を指名します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました諸君を議会運営委員会委員に選任することと決定しました。

議会運営委員会の正副委員長の互選のため休憩をし、議会運営委員会を招集します。

暫時休憩します。

午後2時36分 休憩

午後2時42分 再開

議長 会議を再開します。

議会運営委員会の委員長及び副委員長選任の結果について報告を求めます。佐藤広幸君。

7番 議会運営委員会で慎重審議した結果、委員長に叶内富夫君、副委員長に奥山謙三君と決定いたしました。報告を終わります。

議長 ただいま報告のとおり、議会運営委員会の委員長に叶内富夫君、副委員長に奥山謙三君と決定いたしました。

議会運営委員会委員の選任並びに正副委員長の互選の報告を終わります。

追加日程第9 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

議長 追加日程第9 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。最上広域市町村圏事務組合議会は、組合同規約第5条第1項の規定により、町村議会の議長と議員の中から選任された1名をもって組織されています。そのため、議長を除く議員の中から1名について選挙となります。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

佐藤 勇君を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名した佐藤 勇君を最上広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、佐藤 勇君を最上広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と決定いたしました。

追加日程第10 町長挨拶

議長 追加日程第10 町長の挨拶をお受けします。奥山町長。

町長 それでは、平成27年第2回舟形町議会臨時議会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

本日は、統一選挙後、初の議会招集となったわけであります。何かとご多忙のところ全議員の皆さんのご出席を賜りまして、まずもって厚く感謝申し上げます。

さて、このたびは任期満了に伴いまして4月26日に行われました舟形町議会議員選挙におきまして、厳しい選挙戦の結果、皆さんが町民各位より絶大なる信任のもとに見事当選されましたことを心からお喜び申し上げます。

過般の当選証書付与式におきましても私からご挨拶申し上げましたが、議会と行政というのは、よく車の両輪に例えられるわけであります。我々が一体となって初めて町民の意見、願望に応じて、豊かなまちづくり、地域づくりができるものと確信いたすものであります。

さて、ただいまは本議会におきまして新しい議会委員の構成が行われました。議長に就任さ

れました八鍬 太議長さん、副議長に就任されました加藤憲彦副議長さんをはじめ、それぞれの常任委員長さん並びに各常任委員の皆さん、そしてそれぞれの領域の委員の皆さんに心からお祝い申し上げたいと思います。今後とも舟形町発展のため、ますますのご活躍を心からご期待申し上げたいと思います。

さて、平成22年度から平成31年度まで、第6次舟形町基本構想「出あい・ふれあい・支えあい～新たな「結い」の創造～」を基本理念とする舟形町総合発展計画、今、前期計画を終えまして、平成27年度から後期計画が始まります。舟形町が目指す将来像の実現に向けて、1つは安心して暮らせる住みよいまちづくり、2つは産業の振興と地域が活性化するまちづくり、3つが子育て・健康・教育の充実したまちづくり、4つ目が互助・共有・自立による協働のまちづくり、以上4つの基本目標の前期までの事業費ベース進捗率であります。10年間の総事業費149億962万2,000円に対しまして、執行額82億8,408万5,000円であります。56%の進捗率であります。このことは何といたっても町民の皆さんのご理解、ご協力、ご支援のたまものであります。一定の成果を上げることができたものという認識をしております。

今、時代は人口減少社会への突入、少子高齢化の進行にどのように立ち向かっていくかであります。ここに来て国では45年後の2060年、日本の人口を1億人確保するという長期ビジョンを策定しました。そのため、まち、人、仕事をキーワードにして人口減少に歯どめをかけ、東京一極集中の是正のため地方を創生する総合戦略づくりを県並びに市町村に求めております。この総合戦略づくりは、当面平成27年度から平成31年度までの5年間の計画であります。したがって、この戦略づくりは、第6次基本計画の後期実施計画と同じ期間となりますので、連動しながら策定してまいりたいと思います。

策定に当たっては、全町的な取り組みで本部委員会議を中核にして町民意見交換会、町民アンケート調査、まちづくり審議会、有識者等による推進会議などを開催しながら、平成28年度の予算編成が始まる年内を目途に策定に取り組んでまいります。その第1弾の町民意見交換会については、5月連休明けの7日から各地区、各町内で開催してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、この地方創生戦略づくりは、舟形町の未来、将来、そして形を考えるため、みずからが知恵を出し合って新たな創意工夫と逆転の発想でつくり上げていかなければならないと思います。議員各位からのご意見、ご提言、ご指導を心からお願い申し上げます。

さて本日、本会議にご提案申し上げます案件であります。舟形町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について1件、平成26年度舟形町一般会計予算繰越明許費の報告について1件、そして人事案件1件、以上3件につきましてご提案申し上げます。慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

議長 ここで3時15分まで休憩をします。

午後2時52分 休憩

午後3時17分 再開

議長 再開いたします。

追加日程第11 承認第1号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

議長 追加日程第11 承認第1号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務福祉課長。

税務福祉課長 それでは議案書4ページになります。

承認第1号、舟形町税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、舟形町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので承認を求めます。平成27年5月1日提出、舟形町長。

次のページになります。

処分第1号、舟形町税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり舟形町税条例等の一部を改正する条例を制定することについて専決処分する。平成27年3月31日専決、舟形町長。

15ページをお開きいただきたいと思います。

下になります。提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、舟形町税条例等の一部を緊急に改正する必要があったので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第3項の規定により承認を求めため提案するものでございます。

このたびの税条例の改正につきましては、平成26年3月に改正している未施行分の条例についても改正が生じたために、第1条と第2条の2つの構成による改正条文となっております。

第2条につきましては議案書9ページからとなります。主な改正の内容についてでございますが、別つづりの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

開いていただいて1ページになります。新旧対照表につきましては、改正内容がかなりあり

まして要点のみの説明とさせていただきたいと存じます。

1 ページにつきましては第2条になりますけれども、真ん中あたり左側の8行目になります。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー制度の制定によりまして、住民票を有する全ての方に個人番号が指定され、また法人につきましても同様に法人番号が付与されることになりました。したがって、現行の2条につきまして、または名称としている表示を新たに法人番号にそれぞれの内容の条文を加えさせていただいたものでございます。この内容につきましては、第2条のほかにも順次同様の条文変更がありますけれども、割愛させていただきたいと思えます。

次に、14ページをお開きいただきたいと思います。

左側、第4条の3の2につきまして、個人の町民税の住宅借入金特別税額控除についてでございます。消費税率10%引き上げの時期が変更になったことから、住民税における住宅ローンの減税措置の対象期間を、現行の平成29年までとしていたものを平成31年までにとすることで、延長を行う改正の規定となっております。

次の第6条につきましては、個人の町民税の寄付金控除額に係る申告の特例等についてでございます。こちらはふるさと納税に関する規定となります。このたびの法律改正にあわせてふるさと納税ワンストップ特例制度というものが創設になりました。そのために、確定申告手続を簡素化する仕組みを導入したことによる1項、2項、3項、4項にわたりまして、全てこちらの手続の内容につきまして条文を加えさせていただいたところでございます。

次の15ページの最後になりますけれども、第6条の2につきまして、こちらは同じくふるさと納税特例控除ということで個人町民税の所得割の額から控除するもので、平成27年中の寄附金については平成28年度分の個人住民税から適用されることとなります。その内容につきましてこちらで条文化したものになっております。

続きまして23ページをお開きいただきたいと思います。

中段下の第13条につきましてですけれども、軽自動車税の税率の特例ということで軽自動車税のグリーン化特例による軽減の改正を行うものです。平成27年4月1日から平成28年3月31日に新規検査を受けた排出ガス性能などのすぐれた環境負荷の少ない軽四輪自動車につきまして、平成28年度の軽自動車税に限り税率を軽減する措置を規定した内容となっております。第1項につきましては、軽四輪の区分に応じて電気自動車等の税率をおおむね75%の軽減とする内容でございます。

次のページになりますけれども、2項につきましては、同様の区分において平成32年燃費基準プラス20%達成のガソリン車等につきまして、おおむね50%の軽減を図るということでの内容となっております。第3項につきましては、同様の区分で平成32年燃費基準達成者のガソリン車について、おおむね25%軽減というこちらの条文が加わったということでこのよう

な改正となっております。

続きまして31ページをお開きいただきたいと思います。

31ページからは税条例改正の第2条の関係になります。附則第13条につきましては、軽自動車税の税率の特例についてでございます。軽自動車税の重課税ということで、最初の新規検査から10年経過した三輪、四輪の軽自動車については平成27年度施行の平成28年度課税から重課が導入されるということで、こちらの法の改正により条文を追加したものでございます。

次に、33ページをお開きいただきたいと思います。

第4条の第1項につきましては、軽自動車税に関する経過措置についてでございます。現行につきましては左側になりますけれども、軽自動車税については平成27年度より全て新税率になる予定でございましたけれども、このたびの改正によりまして二輪車についてのみ税率引き上げを1年間延長するという事になったために、このように改めた内容でございます。第87条に規定する軽自動車税で第2号に規定する二輪車を除いた三輪、四輪の軽自動車については、平成27年以後の課税から適用する内容の規定となっております。

次の第4条2項になりますけれども、こちらは第87条第1号に規定する原付自転車や小型特殊自動車、または二輪の小型自動車等につきまして、平成28年度から1年延長して新税率になるということでの内容となっております。

34ページをお開きいただきたいと思います。

表の下になりますけれども、附則ということで施行期日が設けられております。第1条につきましては、この条例は平成27年4月1日から施行するとなっておりますけれども、このたびの改正がいろいろありまして施行日が一樣でないということから、ただし書き以下に別途に施行日を設けたところの条文になっておる次第でございます。以下は省略させていただきますと思います。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。承認第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

追加日程第12 報告第1号 平成26年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

議長 追加日程第12 報告第1号 平成26年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長 議案書の16ページをお開きください。

報告第1号、平成26年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成26年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。平成27年5月1日提出、舟形町長。

17ページをお開きください。平成26年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書になります。第2款総務費、第1項総務管理費、事業名が舟形町総合行政システム事業、金額432万6,000円、翌年度繰越額432万6,000円、左の財源内訳の未収入特定財源、国県294万6,000円、一般財源138万円になります。同じ総務費の次の事業名であります。地域消費喚起・生活支援型交付金事業、金額1,929万2,000円、翌年度繰越額1,929万2,000円、未収入特定財源の国県1,629万2,000円、一般財源300万円。舟形町総合戦略策定事業、金額1,247万7,000円、翌年度繰越額1,247万7,000円、国県1,000万円、一般財源247万7,000円。舟形町少子化対策事業、金額2,727万9,000円、翌年度繰越額2,727万9,000円、国県2,275万6,000円、一般財源452万3,000円。

第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名が農業振興事業、金額3億7,024万5,000円、翌年度繰越額3億7,024万5,000円、国県3億7,024万5,000円。担い手育成総合支援事業、金額50万円、翌年度繰越額50万円、国県50万円。

第10款教育費、第4項社会教育費、西ノ前遺跡周辺地区整備事業、金額1,726万4,000円、翌年度繰越額1,726万4,000円、国県827万1,000円、地方債890万円、一般財源9万3,000円。

合計金額4億5,138万3,000円、翌年度繰越額4億5,138万3,000円、国県4億3,101万円、地方債890万円、一般財源1,147万3,000円。以上になります。

議長 これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決します。報告第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、報告第1号は原案のとおり可決されました。

追加日程第13 議案第38号 舟形町監査委員の選任

議長 追加日程第13 議案第38号 舟形町監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。ここで、斎藤好彦君の退場を求めます。

(斎藤好彦議員 退場)

議長 提案理由の説明を求めます。奥山町長。

町長 それでは議案第38号であります。舟形町監査委員の選任について。

次の者を舟形町監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、同意を求める。平成27年5月1日提出、舟形町長。住所が舟形町富田425番地の5。氏名、斎藤好彦。生年月日昭和27年8月3日生まれであります。

斎藤さんは皆さんもご承知のとおり、人格高潔、識見経験豊かとともに監査委員にふさわしい最適人の方であります。どうぞ、皆さんのご同意を賜りますようご提案申し上げますのでよろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決することといたします。同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

斎藤好彦君の入場を許可します。

(斎藤好彦議員 入場)

議長 暫時休憩をします。

午後3時38分 休憩

午後3時40分 再開

議長 会議を再開します。

斎藤好彦君が議場におられますので、議案第38号は原案のとおり可決されましたことを報告いたします。

この際、日程の追加についてお諮りします。先ほど各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長より閉会中の継続審査の申し出がありました。これを本日の日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本日の日程に追加することに決定いたしました。これからの議事は追加議事日程に従って進めます。

追加日程第1 各常任委員会の閉会中の所管事務調査

議長 追加日程第1 議案第38号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査を議題とします。各常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申し出があります。

初めに総務振興常任委員長より説明を求めます。総務振興常任委員長。

総務振興常任委員長 平成27年5月1日。舟形町議会議長、八鍬 太殿。

総務振興常任委員会委員長、佐藤広幸。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出します。

記

1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

2. 具体的事項(目的)

- (1) 総務費に関する事務調査
- (2) 農林水産費、商工費、土木費に関する事務調査
- (3) 上下水道、集落排水事業に関する事務調査
- (4) 災害対策本部設置時の調査事務

3. 調査方法

閉会中に委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて陳情等を行うとともに、他町村の状況を視察研修する。

4. 期 間

平成27年5月1日より平成29年4月30日

以上です。

議長 ただいま説明がありました総務振興常任委員会の閉会中の所管事務調査について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

よって、総務振興常任委員会の閉会中の所管事務調査を採決します。

お諮りします。閉会中の所管事務調査を委員長申し出のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、総務振興常任委員会の閉会中の所管事務調査は委員長申し出のとおり決定いたしました。

次に、文教民生常任委員長より説明を求めます。文教民生常任委員長。

文教民生常任委員長 平成27年5月1日、舟形町議会議長、八楸 太殿。

文教民生常任委員会委員長、奥山謙三。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出します。

記

1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち特に調査を必要とするもの。

2. 具体的事項(目的)

- (1) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険に関する事務調査
- (2) 民生費、衛生費に関する事務調査
- (3) 教育費に関する事務調査
- (4) 災害対策本部設置時の調査事務

3. 調査方法

閉会中に委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて陳情等を行うとともに、他町村の状況を視察研修する。

4. 期 間

平成27年5月1日より平成29年4月30日

議長 ただいま説明がありました文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査について、質疑あ

りませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

よって、文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査を採決します。

お諮りします。閉会中の所管事務調査を委員長申し出のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査は委員長申し出のとおり決定いたしました。

次に、議会広報常任委員長より説明を求めます。議会広報常任委員長。

議会広報常任委員長 平成27年5月1日、舟形町議会議長、八楸 太殿。

議会広報常任委員会委員長、斎藤好彦。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件につきまして、閉会中の継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第74条の規定により申し出いたします。

記

1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

2. 具体的事項(目的)

- (1) 取材、資料収集に関する事務調査
- (2) 編集、構成に関する事務調査
- (3) 発行に関する事務調査
- (4) 広報広聴に関する事務調査
- (5) 災害対策本部設置時の調査事務

3. 調査方法

閉会中に委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて陳情などを行うとともに、他町村の状況を視察研修する。

4. 期 間

平成27年5月1日から平成29年4月30日

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査を採決します。

お諮りします。閉会中の所管事務調査を委員長申し出のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査は委員長申し出のとおり決定いたしました。

追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査

議長 追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査を議題とします。

議会運営委員長より閉会中の所管事務調査について申し出があります。

議会運営委員長より説明を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長 平成27年5月1日、舟形町議会議長、八鍬 太殿。

議会運営委員会委員長、叶内富夫。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出します。

記

1. 調査事項

議会に関し、特に調査を必要とするもの

2. 具体的事項 (目的)

- (1) 議会運営に関すること
- (2) 議会の会議規則、委員会条例等に関すること
- (3) 議会の諮問に関すること

3. 調査方法

閉会中に委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて陳情等を行うとともに、他町村の状況を視察研修する。

4. 期 間

平成27年5月1日より平成29年4月30日

以上です。

議長 ただいま説明がありました議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査を採決します。

お諮りします。閉会中の所管事務調査を委員長申し出のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査は委員長申し出のとおり決定いたしました。

追加日程第3 議員の派遣

議長 追加日程第3 議員の派遣を議題とします。

議員の派遣の内容につきましては、配付している資料のとおりです。議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。平成27年第2回舟形町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議大変ご苦労さまでした。

午後3時53分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 欽 太

署 名 議 員 伊 藤 欽 一

署 名 議 員 奥 山 謙 三